

令和8年度あいち脱炭素経営支援プラットフォーム事業 委託先募集要領

1 事業の背景及び目的

カーボンニュートラルの実現のためには、本県の企業数全体に占める割合が極めて高く、サプライチェーンの一端を担う中小企業等の排出量の削減を進めることが不可欠であるが、中小企業等は脱炭素経営に関する意識やノウハウ、人材等が大企業と比べて不足しており、脱炭素経営のための取組や社内体制の整備が十分進んでいない。

このような問題を解決するためには、普段から中小企業等との接点を持っている経済団体や金融機関等と協力してプッシュ型の支援を行うことが効果的である。

そのため、「あいち脱炭素経営支援プラットフォーム※」を核として幅広い機関との連携を図るとともに、経済団体・金融機関等と一体となって、省エネ診断等によりプッシュ型で中小企業等の脱炭素経営を支援することで、産業・業務部門の温室効果ガスを削減する。

※ あいち脱炭素経営支援プラットフォーム

地域ぐるみで中小企業等の脱炭素経営を支援することを目的として、2023年11月に設置。
令和8年3月現在、県内行政機関や経済団体、金融機関等の62機関で構成。

2 事業内容

別紙「令和8年度あいち脱炭素経営支援プラットフォーム事業 仕様書」のとおり

3 委託の方法

事業実施にあたって企画提案を公募型プロポーザル方式により広く募り、最も優れた企画提案者として選考された1者と業務仕様書及び契約金額を委託限度額の範囲内で協議した上で、委託契約を締結する。なお、協議が不調に終わった場合は、次点の者と協議する。

4 委託金額

16,033,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 応募資格

応募の資格者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和8・9年度入札参加資格者名簿に登録されている者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、愛知県から愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (3) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6

月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。

(4) 県内に本社・支社又は営業所等の活動拠点を有する者。

(5) 複数の事業者による共同事業体でも可とする。この場合の要件は以下のとおり。

ア 共同事業体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ 共同事業体を構成する全ての事業者が、応募資格(2)及び(3)の要件を満たす者であること。

ウ 共同事業体を代表する事業者が、応募資格(1)及び(4)の要件を満たす者であること。

6 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案参加申込書(様式1): 1部

イ 企画提案書(様式2から様式5のとおり): 各8部(正本1部、副本7部)

社名や、社名が推測できるような記述はしないこと

ウ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書(様式6): 1部

エ 愛知県内に本社、支社又は営業所等があることを証明できる書類(商業・法人登記簿謄本又は納税証明書等): 1部

オ 会社パンフレット等、提出者の概要のわかるもの: 1部

(2) 提出方法

持参、郵送(配達証明に限る。)又は宅配便(手渡ししたことが証明されるものに限る。)による。

(3) 提出期限

2026年4月24日(金) 午後5時必着

(4) 企画提案書作成上の注意

- ・用紙サイズはA4版を使用し、できるだけ両面を利用すること。ただし、A3版の用紙をA4版サイズに折りたたみ挿入することは可とする。
- ・法人・団体名は様式1以外に記入しないこと。
- ・必要に応じて、図表、絵等を用いてわかりやすく記載すること。
- ・提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ・応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- ・企画提案は1事業者1提案とする。
- ・提出期限後の問い合わせ、書類の追加、修正には原則として応じない。
- ・提出書類は返却しない。
- ・提出された書類に関する一切の権利は、県に帰属するものとする。
- ・正本には事業実績に記載した内容が確認できる書類(契約書の写し、受注証明書

等)を添付する。

(5) 提出場所

愛知県 環境局 地球温暖化対策課 計画推進グループ
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県西庁舎6階
電 話 052-954-6242 (ダイヤルイン)
F A X 052-955-2029
メール ondanka@pref.aichi.lg.jp

(6) 事業内容等に関する質問

質問しようとする者は、質問票(様式7)に必要事項を記載し、F A X又は電子メールで送信すること。

ア 質問の受付場所 (6)に同じ

イ 質問の受付期間 2026年4月13日(月) 午後5時まで

ウ 質問及び質問に対する回答は、質問者に対して明らかに不利益を与える情報を除き、2026年4月21日(火)(予定)までに愛知県のウェブサイト(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/platform2026.html>)に掲載するとともに、質問者に対してファックス又は電子メールにより回答する。

仕様の補足等が掲載されることもあるので、質問及び回答については企画提案書等の提出前に必ず確認すること。

7 企画提案の選考等

(1) 選考方法

提出された企画提案書について、原則、書類審査の他、本県が設置する選考委員会においてプレゼンテーションによる審査を行う。なお、プレゼンテーションによる審査にあたっては、オンライン参加も可能とする。

選考委員会は非公開とし、審査の経過等審査に関する問合せ及び異議申し立てには応じない。

(2) 選考基準

以下の項目について評価し、総合的に選考を行う。

評価項目	評価ポイント
事業の実績、実施体制	・過去における事業実績は十分かつ適切か。 ・実施体制が適切で、必要な知識・情報を十分に有しているか。
企画提案内容	・本事業の趣旨を理解し、全体事業計画、スケジュール等が、具体的かつ適切なものとなっているか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の実施にあたり、SDGs を踏まえ環境に配慮した内容となっているか。 ・ワンストップ相談窓口の受付体制について、専門的な相談に対応できるよう適切な体制となっているか。 ・プラットフォーム運営会議が有意義な会議となるよう、開催補助内容について具体的かつ適切なものとなっているか。 ・支援企業等へのアンケート調査等について、目的を理解し、調査内容や結果の分析・活用方法が具体的かつ適切な内容となっているか。 ・伴走型省エネ診断について、効果的な診断が実施できるよう、具体的かつ適切な内容となっているか。 ・コンサルティング支援について、中小企業等の脱炭素経営体制の構築等に向け、具体的かつ適切な内容となっているか。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の付加価値や成果の高まりが期待できる提案者独自の追加提案はあるか。 ・必要な経費が、適切な数量・単価で積算されているか。
社会的取組	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的価値の実現に資する取組として、以下の取組を行っているか。 ・環境マネジメントシステムの導入 ・自動車エコ事業所の認定 ・あいちカーボンニュートラルチャレンジの認定 ・あいち生物多様性企業認証の認証 ・障害者法定雇用率の達成 ・協力雇用主の登録、保護観察対象者等の雇用、障害者就労施設等からの調達実績 ・女性の活躍促進宣言、あいち女性輝きカンパニーの認証 ・えるぼし認定、プラチナえるぼし認定 ・愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録 ・あいちっこ家庭教育応援企業への賛同 ・くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定 ・愛知県休み方改革マイスター企業の認定 ・愛知県「休み方改革」イニシアチブ「自社だけでなく、取引先とも一緒になって休み方改革を推進」の実施 ・あいちエコモビリティライフ推進協議会への加入、エコ通勤優良事業所の認証

※あいち女性輝きカンパニーの評価については、女性の活躍促進宣言を提出している

ことが前提である。

(3) 選考結果の通知

全提案者に対し、郵送で通知する。

(4) 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- ・ 応募する資格のない者が提案したとき。
- ・ 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- ・ 事実に反する申込みや提案などの不正行為があったとき。
- ・ 提案者が当該公募に対して2以上の提案をしたとき。
- ・ その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

8 契約保証金の納付義務

契約金額の100分の10以上の金額を納めなければならない。

ただし、愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第129条の3の規定に該当する場合は免除することもある。

9 その他

本契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できる。